

第1回会議議事録

期 日 平成15年12月25日(木)
ところ 黒川村ロイヤル胎内パークホテル

中条町・黒川村任意合併協議会

○事務局（羽田野）

……会議にご出席をいただき、まことにありがとうございました。私、事務局の羽田野でございます。よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、両町村長からごあいさつを申し上げます。

初めに、熊倉中条町長よりお願ひいたします。

○会長（熊倉）

皆さん、こんにちは。きょうは、ただいま司会者からお話でございますように、中条町と黒川村の合併に関します任意協議会を発足いたしましたところ、皆様方に、非常に多忙な皆様でありますけれども、この協議会の委員をご委嘱申し上げましたところ、ご快諾いただき、こうしてご出席賜りまして本当にありがとうございました。きょうはまた年の暮れという大変忙しい時期であります。しかもまさに暮れには珍しい、すばらしい、いい日和に恵まれてこれが開けるといふこと、何か皆様方の熱意、ご厚意のたまものであろうといふふうに非常にありがたく思っているところであります。

今回こうやって黒川村と中条町が合併についていろいろと下準備を進めてまいったのであります。本日を期して本当にルールに乗ったそういう形で協議をいたごうといふことに相なります。特にこのことについて各町村から17名ずつ出たいておるわけでありまして、新発田の地域振興事務所長の山賀さんにも加わっていただきながら、いい意見を出し合って両町村がこれから合併した後すばらしいまちづくりのできるような、そういう意見を拝聴できる場になれば大変ありがたいといふふうに思っております。

今さら私の方から申し上げるまでもございませぬが、両町村においては地形的に見ましてもともにこの胎内川の恵みを受けて祖先からずっとやってまいりましたし、中世期におきましてはデンカ御陵、奥山荘と言われますが、そういうようなことで繁栄をきわめてきた時期もあります。下って上杉謙信に仕えては、中条氏も黒川氏もともに勇名をはせた武将であったといふこと等も聞かされておるわけでありまして、いろいろな過去からのかかわり、こういうすばしいかかわりを持ちつつ今日まで来ておったことを思いますとき、きょうこうやって集まってこれからの合併の協議をするといふことは歴史的に考えても非常に重要であり、かつまた意義のある一日になるのではなからうかといふことを期待いたしております。どうかよくひとつこの場を通じいろいろと意見を出していただき、両町村の住民からよかったと言われるようなすばらしい案をつくりたいと思っておりますので、皆様方の知恵をおかりしたいこと、そして立派な計画を立てていいまちづくりができる方向にお決めいただくことを心から期待申し上げまして、簡単でありますけれども、中条町長としてのあいさつにかえさせていただきます。

きょうは、本当に皆様大変ありがとうございました。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

続きまして、布川黒川村長よりお願ひいたします。

○副会長（布川）

どうもごめんください。布川でございますが、ことしもあと残すところ6日ばかりでございますが、忙しい中こうしてお集まりいただきまして、ありがとうございます。今中条町長さんの熊倉町長さんの方からる説明ありましたし、黒川村、中条町、地形的にも、文化的にも、産業的にもそういう類似した経緯があるわけでございます。何事もそうでございますけれども、特に行政において石橋をたたくことももちろん必要でございますが、一気呵成というか、改革には一気呵成的なものも必要であろうというふうに考えてまいりました。きょうは各層からお集まりいただいているわけでございますが、中条町、黒川村というこの地域の将来、未来を決断するために、皆様方それぞれがなすべき努力をしていただきたいということをお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局（羽田野）

どうもありがとうございました。

ここからの議事進行につきましては、会長であります熊倉中条町長よりお願いします。

○議長（熊倉）

それでは、座らせていただいて議事進行をさせていただきます。本来ですと、これは皆様方にお諮りしてこういうものを、会長とか何かを決めるべきなのでありますけれども、前回この協議会を立ち上げる前の経緯から一応会長をやれということをお決めいただいておりましたので、きょうの会議いろいろ変則的なところ出てまいりますが、その辺ひとつご了承の上、ご審議いただきたいと思います。

本日ご出席いただきました皆様には、これから任意協議会の委員として協議をお願いすることとなります。本来であればお一人ずつ委嘱状を交付すべきところではありますが、時間の関係から既にお手元に配付させていただいておりますことをお許しいただきたいと存じます。

本日は、初めての会議でございます。ここで、委員の皆様のご紹介と幹事会及び事務局の紹介を行わせていただきます。

事務局、お願いいたします。

○事務局（高橋）

〔委員、幹事会、事務局紹介〕

○議長（熊倉）

それでは、会議に入りたいと思うのでありますが、会議に入ります前に、報道関係者より傍聴の申し出がありますので、これを許可してよろしいか、まずお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、それでは許可をするということにいたしたいと思っておりますので、ご

了承をいただきたいと思えます。

それでは次に、中条町と黒川村の合併の取り組みに係る今までの経過について、事務局から説明をさせます。

それに先立ちまして、今回の会議であります、委員35名中全員35名の出席でありますので、会議は成立しておりますことを宣言いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、別紙資料つづりの資料1をお開き願いたいと思えます。中条町と黒川村の合併の取り組みに係る経過についてですが、両町村は去る11月5日に行政と議会の代表合わせて18名によります懇談会を開き、両町村の任意合併協議会設立に向けた調整、研究を行うため、研究会を設立することで合意がなされました。

11月13日に第1回の中条町・黒川村町村合併研究会を開催し、規約、予算を定め、座長に中条町長、副座長に黒川村長を選出した後、研修事業としまして町村合併合同勉強会を議会議員、職員を対象に開催いたしました。研究会の構成は、両町村の行政側から町村長を含めた四役、総務課長、議会側は正副議長、特別委員会の正副委員長、黒川村議会は合併問題研究会正副座長の18人でございます。

第2回及び第3回の研究会では合併の基本5項目について協議が行われ、研究会といたしましては合併の方式は新設対等、事務所の位置は現中条町役場、新市の名称は公募、合併の時期については平成17年の秋ごろを予定、財産及び債務の取り扱いは新市に引き継ぐものとする事で合意し、任意協議会設立に向けた両町村の住民懇談会、説明会を同時期に開催することといたしました。

12月18日の第4回研究会では、全集落、町内を対象に開催された懇談会、説明会の状況が報告されましたが、両町村とも多くの参加者を集め、その関心の高さを示しました。中条町、黒川村とも今回の研究会設立に至った経緯、財政問題や住民サービスを心配する声はあったものの、さらに詳しい構想を示すようにとの声も多かったことから、今後の住民の意思形成にあっては任意協議会を設立して議論を深めなければならないものとし、全会一致で任意合併協議会を設立することに合意したものであります。引き続き研究会は、協議会の設立時期を12月25日とした上、規約、事業計画、予算を協議し、協議会委員は両町村長を含む35名とし、うち22名の住民代表を選任すること、また役員につきましては、会長に熊倉中条町長、副会長に布川黒川村長、監事には水澤中条町議会議長と小野黒川村議会議長を選任し、本年度は4回の協議会を行い、新市建設計画の策定に着手することなどを決め、本日第1回目の任意協議会の開催という運びになったところであります。

報告は以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から今までの経緯について報告がございましたが、ダブるところもございますけれども、なお念のため確認をいただきたいと思えますので、引き続き6の報告事項につきまして、報告第1

号、規約の制定から報告第8号、事務局規程までを一括で報告させていただきます。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

報告事項についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 中条町・黒川村任意合併協議会規約についてであります。3ページをお開き願いたいと思います。第1条につきましては設置目的、また第2条につきましては協議会の協議事項、第3条に協議会の組織についてそれぞれ規定しております。第4条、第5条につきましては役員及び役員の職務に関する事項を、第6条及び第7条は会議の運営、会議における関係職員の出席につきまして規定したものであります。第8条、第9条につきましては委員会、幹事会、専門部会及び分科会に関する事項を、第10条は事務局について規定しております。第11条から第13条は経費、また財務に関する事項及び報償等を規定し、第14条は解散の場合の措置につきまして規定しております。この規約につきましては両町村の協議により定められ、平成15年12月25日から施行するものであります。

次に、報告第2号 役員の選出についてでございます。5ページをお開き願います。今ほどご確認をいただきました規約第4条第2項、第3項に基づきまして、会長については中条町長、副会長には黒川村長、監事には中条町議会議長及び黒川村議会議長を選任されておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、報告第3号、本協議会幹事会規程でございます。6ページをお開き願いたいと思います。規約第9条第2項の規定に基づきまして、幹事会の事務について第2条で規定しておりますが、協議会に提案する事項を所掌するもので、第3条で両町村の助役、収入役、教育長、総務課長、財政担当課長及び議会事務局長により組織されております。なお、第4条以下役員や会議の運営について規定しております。

8ページをお開き願います。報告第4号、本協議会専門部会規程でございます。規約第9条第2項の規定に基づきまして、専門部会の規程について定めさせていただいたもので、第2条、幹事長の指示により規約で定める協議事項について専門的に協議及び調整を行うこととし、第3条で八つの専門部会を設置するとともに部会長といたしまして両町村の関係課長が当たることになっております。なお、資料つづり資料2に作業遂行体制図、資料3に組織図を添付させていただきましたので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

続きまして、10ページをお開き願います。報告第5号でございますが、本協議会分科会規程でございます。これにつきましては、規約第9条第2項に基づき分科会について定めさせていただいたもので、所掌事務といたしましては、専門部会長の指示を受け、実質的な調整を行うこととしており、第3条で規定するとおりそれぞれの町村の担当職員がその調整に当たることになっております。これも資料つづり資料3、組織図におきまして42分科会を設置しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、12ページをお開き願います。報告第6号、本協議会財務規程でございます。これにつきましても、規約第12条第1項の規定に基づきまして、本協議会の財務に関して必要な事項を定めさせて

いただいたものでございます。第2条で歳入歳出予算の規定を、また第3条で予算の補正を、第5条で予算の流用及び予備費の充用について定めておりますし、第7条は決算について規定しております。

続きまして、14ページをお開き願います。報告第7号でございます。これにつきましても、規約の第13条第2項の規定に基づきまして、本協議会委員等の報償及び費用弁償について、必要な事項を定めさせていただきますので、お読み取りいただきたいと思っております。

報告事項の最後として、報告第8号でございます。15ページをお開き願います。規約第10条第4項の規定に基づき本協議会事務局規程を制定し、事務局に関して必要な事項について定めさせていただきますので、こちらにつきましてもお読み取りいただきたいと思っております。

以上、簡単でございますけれども、ご報告させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊倉）

ただいま事務局の方から今までの経緯、それからまた今まで審議いたしました案件等についての説明がなされたところでありますが、はしょって話ししてありますので、何かご不審の点もあろうかと思っておりますので、ご質疑等ございましたらお願ひをいたします。よろしゅうございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、それでは今ほど事務局から一連の報告がありましたが、報告事項を了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告事項は了承されました。

それでは次に、議事に入らせていただきます。

これらは、今報告いたしましたことに基づいてこれから次々出てくる問題点等についての議案になりますので、そういう意味を含めてひとつご審議賜ればありがたいと思っております。

では、事務局から説明お願ひします。

○事務局（羽田野）

承認第1号 中条町・黒川村任意合併協議会会議運営規程の制定について承認を求めるものであります。

21ページをお開き願います。第1条につきましてこの運営規程の趣旨を、第2条につきましては基本方針を、第3条につきましては会議の公開を規定したところであります。

また、第4条、第5条につきまして会長等の責務、会議の開会及び閉会について規定したところであります。

また、第6条におきまして表決ということで、原則全会一致をもって進めることを原則としておりま

すが、ただし書きで意見が分かれた場合、出席委員の過半数をもって決すると規定しているところであり
ます。

第7条、第8条は会議録について、また第9条から第17条までは傍聴に関する事項を規定して、本日
平成15年12月25日から施行するという内容でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（熊倉）

ただいま承認第1号についての趣旨説明があったところでありますが、いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 中条町・黒川村任意合併協議会会議運営規程の制定については、原案のとおり
決定いたします。

次に、承認第2号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

承認第2号 平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画についてご説明申し上げ、承認を求
めるものであります。

27ページをごらんください。初めに、平成15年度の協議会の運営についてであります。本日第1回
目を開催しておりますので、第2回を年明けの1月28日に、3回目、4回目を2月の26日、3月26日に
予定したいと考えております。開催が近づきましたら委員の皆様には改めてご案内させていただきます
が、予定をしておいていただきたいと思います。

また、2番、協議会事業としましては、広報活動として協議会だよりの発行とホームページの開設を
予定しておりますし、 の新市建設計画の策定、 の行政制度調整に早速取りかかりたいと考えており
ます。

なお、新市建設計画及び行政制度調整については、進捗状況を随時協議会でご報告申し上げたいと考
えております。

○議長（熊倉）

それでは、今ほど承認第2号について事務局から説明があったところでありますが、いかがでござい
ますか。

はい、どうぞ。

○丸山委員

2番の協議会だよりの発行についてですけれども、これは黒川、中条全住民を対象にした徹底ということで理解していますけれども、次出されるのは多分今回の内容と次回開催予定等が主な内容だと思えますが、今後の発行ペースみたいなものについて計画がありましたら教えていただきたいと思えます。それと、全世帯が対象なのかどうかという規模の問題。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

まず、協議会だよりについてでございますが、今回第1回目の協議会だよりにつきまして、1月1日に間に合うような形で編集をしております。今後協議会が開催されるごとの発行を目指しております。そして、全戸配布を考えております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○丸山委員

今回は第1回目ということで傍聴者という人たちはほとんどないようですが、やはり2回目以降大勢の住民関係者が傍聴できるように周知徹底するというのは、この協議会だよりがそのことが一番内容的には大事になってくると思えますので、そうしたこと等についても配慮をしていただきたいと思えますが、よろしく願います。

○議長（熊倉）

できるだけ大勢の人々に傍聴をしていただくようなこと等も配慮しながら出させていただきます。

はい。

○皆藤委員

2番目に事業計画がありますが、このほか、四つのほかに今後任意協議会がもう3回持たれるわけですが、その後の両町村における住民説明会を協議会の名においてやるのか、またそれぞれ自治体単位でやるのかをここで協議、確認しておいた方がいいのではないかなというふうに思うのですが、そういったことを事務局内部で整理されたのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○事務局（羽田野）

協議会でやるのか、それともそれぞれの町村単位かということでございますけれども、ただ説明会につきましてはビジョンができた段階で説明をしていかなければならないということは予定しておりますけれども、協議会でやるのか両町村の単独でやるのかということについてはまだ決定はしていませんのでございます。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○皆藤委員

決定しないのだったら、四つでぼっきり区切るのではなしに、その他協議会で必要なこと等をこの項目に起こしておかないと、もし協議会で両町村の住民説明会をやるといときに事業計画にないものが実行されることになるので、その他必要なこと等について起こしておくべきではないかというふうに思います。

○議長（熊倉）

はい、事務局。

○事務局（羽田野）

そういうふうにさせていただきたいと思います。

○議長（熊倉）

今ほどの件であります、余りきっちりし過ぎてしまってあと動きがとれないということだから、そこらあたり文面で今格別修正はいたしません、こっこの議事録の面ではそれを、その他必要に応じてという項目もその後の方に入れさせていただくようにいたします。

ほかにございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

なければ今後の進め方等については、今附則をしまして追加をして、あとは原案のとおり決定したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、そのように決定させていただきます。

最後に、承認第3号 平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会の予算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

承認第3号 平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会予算について承認を求めるものでございます。

31ページをお開き願いたいと思います。任意合併協議会の予算について、歳入歳出それぞれ925万1,000円といたしました。

歳入につきまして、第1款1項の負担金につきまして825万円、それぞれ両町村で3分の1を均等割、残りの3分の2を平成12年の国勢調査に基づく人口割で負担することとし、中条町が579万2,000円、黒川村が245万8,000円でございます。

2款県支出金の100万円は、県の協議会運営費補助金でございます。

3款諸収入に預金利子等を計上してございます。

一方、歳出でございますが、1款運営費中第1項の会議費は161万5,000円で、主なものといたしまして、委員等報償費に73万円、費用弁償といたしまして20万5,000円でございます。

2項事務費138万2,000円でございます。主なものといたしまして、事務補助員の賃金39万8,000円、消耗品及び議案印刷費としまして55万8,000円であります。

第2款事業費の620万円は印刷製本ということで協議会だより等120万円、委託料でホームページ作成委託及び新市建設計画のコンサルタント委託料等500万円でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

これも幾つか県内に例もあるわけでありますので、それらをひとつ参考にしながらつくらせていただきましたので、格別ご異議ないようでございますので、それでは承認第3号 平成15年度中条町・黒川村任意合併協議会の予算につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

以上で審議いただきます案件については全部終了をいたしました。ご協力大変ありがとうございました。

次に、今後のスケジュールについて事務局から説明をさせます。

事務局、お願いします。

○事務局（羽田野）

資料つづりをごらん願います。資料4の今後のスケジュールをお開き願います。このスケジュール表は、現合併特例法期限によるものと合併特例法改正を見込んだスケジュールの二通りのものを上段、下段に載せてございます。

合併特例法とは、市町村合併の特例に関する法律のことを言います。この法律は、市町村合併を円滑に進めるための障害除去や財政支援などの各種優遇措置について定められておりますが、平成17年3月31日までの時限立法となっております。この11月に小泉首相の諮問機関である地方制度調査会は、平成17年3月31日までに関係市町村が合併の議決を経て県知事へ合併の申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当であるということをお答えいたしました。これを受けまして、総務省は来年の通常国会に合併特例法附則改正を上程する予定となっておりますが、時期的には3月ごろ提案し、6月ごろには成立と承っております。

このスケジュール表をごらんいただき、この上の方につきましては万が一法改正がなされないことを想定、万が一というのは国会解散等でございますけれども、99.9%改正になるという見込みでございますけれども、一応されなかった場合、平成17年3月31日まで合併施行ということが必要になります。こ

の表をごらんいただきますとおり、9月ころには大体の協議が終わりまして、10月には合併調印、廃置分合議決、県知事合併申請というものがなされないと、17年の3月の合併施行は難しいというようなスケジュールでございます。

下の方が、先ほどの合併特例法改正を見込んだという合併スケジュールでございます。このところで大体3月に合併特例法の附則改正が上程されて、6月ころには成立するのではないかとこのものを入れてございます。

それと、法定協議会の移行時期につきましては、黒く四角になった印がございますが、これが県との協議のものでございますけれども、この協議が、建設計画協議というものは新市建設計画事業、建設計画の内容につきましては法定協議会で決せられたものが本協議になるということでございますので、そのときまでに法定協議会を立ち上げておかなければならないという考え方になるかと思えます。これはあくまでも17年3月末までに合併議決、そして県知事申請、それから9、10で合併施行となっておりますけれども、これは先進地の事例の中で合併議決がされてから大体半年ぐらいで合併されているということで入れてございます。こういうようなスケジュールでいきませんと間に合わないのかという形で簡単に表示させていただいておりますので、後ほどよくごらんになっていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から今後の進め方、要するに特例法の動きによって若干違ってまいりますけれども、こんなスケジュールでいきたいということではありますが、ご質疑等ございましたらひとつご発言いただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

○渡辺委員

特例法の改正になった場合のスケジュールの中に住民説明会というのが2回入っているのですが、これは例えば法定協に入る前、それと法定協の仕上がりのぐあいを見て考えておられるのか。99.9%ないという、上の方見ると1回も説明会も入っていないのだけれども、この辺の考え、どういうふうな考えでこういった、2回やるのか、果たしてどうなのか、その辺をお聞きしたいのですが、お願いします。

○議長（熊倉）

はい。

○事務局（羽田野）

これでやるというような形のものではございませんけれども、事務局といたしましてその時々のものであっても説明会をやるとすれば、一つはビジョン等ができてご説明申し上げるとき、もう一つは法定協の中で話し合われて実際上の合併調印に至るまでの中にまた必要なのか、そういうものが必要であれば考えたらよかろうかなと、ただそういう形で入れてございます。この場で、例えば合併の期日

を決めたわけでもございませんので、単純な形で事務局の方で入れさせていただきました。

○議長（熊倉）

これからの問題でありますので、そのときの状況によって、1度がいいのか、2度がいいのかということは会議の形でひとつお願いしたいと思いますので。

ほかに何かございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

なければ一応のスケジュールとしてご承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、このスケジュールは原案のとおり一応了承ということにさせていただきます。

次に、次回の協議会について、事務局より説明を申し上げます。

○事務局（羽田野）

次回の協議会についてでございますが、第2回本協議会開催日程及び提出予定議案でございますが、1番目の日程でございますが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○事務局（羽田野）

申しわけございません。資料つづり資料5をお開き願います。大変申しわけないのですが、ご訂正をお願いいたします。開催日時の方で「平成15年度」となっておりますけれども、「平成16年」にご訂正をお願いいたします。平成16年1月28日午後2時から、会場は中条町産業文化会館大ホールを予定してございます。

それから、第3回開催予定が、これも平成16年になります。2月の26日午後2時から、会場は同じく中条町の産業文化会館大ホールでございます。

2番目の提出予定議案でございますが、協議項目といたしまして、行政制度調整方針、2点目で建設計画策定方針、3点目で基本事項、合併方式、合併の期日、新市の名称、事務所の位置と、こういう形で提案させていただこうかと思っております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま次回16年1月28日についての協議会の説明であったところでありますが、いかがでございますか。

はい、どうぞ。

○丸山委員

次回の内容を見ますと、相当具体的に重要な案件だと思いますが、できましたら事前に議案を配付できないものかどうか、検討していただきたいと思うのですが。

○議長（熊倉）

事務局。

○事務局（羽田野）

事前にということでございますけれども、今後の協議するやり方としまして、最初の協議案を提案するときは、提案、質疑、次回に本協議という形でやらせていただきたいと思いますので、この次は提案ということでご理解をお願いしたいと思います。本協議は、3回目ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。一月おくれというような感じになりましょうか。歩み出してみないと、皆様方もどんなのが出てくるのか、鬼が出るか蛇が出るかちょっとわからないところでありますけれども、それを見てその次までに1カ月十分目を通していただいて、いろいろまた意見をまとめていくというような格好の方だと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご異議ないようでございますので、それではただいまの事務局の説明を了承したことといたします。

その他の議案について、事務局からお願いします。

○事務局（羽田野）

事務局からは、連絡事項でございます。次回から本協議の提案をさせていただくわけでございますけれども、今回の委員でございます住民代表委員の皆様方を対象に勉強会を開催させていただきたいと思っております。本格的な協議をいただく前に、合併に関しましての基本的な情報をお伝え申し上げながら勉強会ということをお願いしたいと考えております。期日につきましては、1月15日木曜日に予定をさせていただきたいと考えております。これにつきましても、またご案内を差し上げたいと思っております。協議会の正式な会議ということではございませんので、参加につきましては自由参加ということで設定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局の方からは以上であります。ご参加の皆様たちの方から何かこの際一言というようなことございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○近委員

ただいまその他に住民参加の勉強会とございましたけれども、日にちが決まりましての会場とか時間とかはまた後日なのでしょうか。

○事務局（羽田野）

勝手に日取りだけとらせていただいておりますけれども、もしご希望があれば、この場でご意見をいただければ私どもそういうふうに取り計らいますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

会場は、どこにする予定ですか。

○事務局（羽田野）

会場につきましては、私どもの産業文化会館の会議室を予定しております。大変不届き申しわけございません。後ほど詳しいものをお送りするつもりでございました。時間については午後を予定しておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

○議長（熊倉）

15日の午後中条町の産業文化会館でということのようでありますので、そのようにお含みおきいただきたいと思えます。

事務局はあとございませんか。

○事務局（羽田野）

はい、ございません。

○議長（熊倉）

委員の皆様の方で何かございましたら。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

.....出向きながら説明会を開催したわけでございますけれども、その折に町民あるいはまた村民の皆さんが合併に対していろいろ問題点を整理したもの、あるいはまた危惧したようなものというようなでいるんな形で出たかと思うのですが、それらの問題点を私どもはどのようなものかということをやっぱり知る必要があるのではないかというような気がするわけでございますけれども、それらの細部に至ってまでは望みませんが、大きい問題点として町民あるいは村民の皆さんはどの辺が心配されている点か、そういうことはやはりこういうふうな形の中で資料提供をしていただいて、そしてそれがその折に、このような形で説明をしましたという簡単なことでも結構でございますけれども、そのようなひとつ手だてがいただけるならばというようなことなのでございますが、いかがでございましょうか。

○議長（熊倉）

大変失礼いたしました。本来そのやった成果を皆様方にこれはちゃんとお話を申し上げてこういうふうなことに入るべきであったと思っておりますけれども、実は研究会のときにはそれやったのでありますが、

ご指摘のとおりでありますので、追っかけ皆様方の手元に届くように、集約した問題点をただ並べているだけでありまして、余り深くは切り込まない、項目を羅列するというような程度のものにしてありますが、それをすぐ届けさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

○鈴木委員

ありがとうございました。

○議長（熊倉）

ほかにいかがでございましょう。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

今のところ先が見えていないわけでありまして、第1回目のいろいろ資料が出てくると次々また皆様方のご質問の点も出てこようかと思いますが、本日は概略、大枠を一応明示するにとどめてこの辺で終わりたいと思いますけれども、いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、大変熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。今ほどご意見がございませうように、せっかく12月に町内集落の懇談会もやったわけでありまして、地区住民の意見も十分に聞いたそれらの件をもとにし、そして冒頭申しますように地域住民からも喜んでもらえるような新市建設計画、これをこれから精力的につくっていかねばならないわけでありまして、皆様方の知恵をひとつ十分発揮いただき、より有意なものに仕上げたいというふうに思います。どうかそういうようなことで、これからも月に1回というようなテンポで大変ご迷惑をおかけするわけではありますが、その辺ひとつ事の重大さについてご理解賜りながらご協力賜りますことをお願いを申し上げまして、本日の会議を閉じたいというふうに思います。

本日は、本当にありがとうございました。